

平成 28 年 第 8 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 8 月 5 日 (金) 午前 9 時 00 分～午前 11 時 00 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (34 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 木室徳好 委員	3 番 岩永廣康 委員
4 番 永松英昭 委員	5 番 島ノ江 薫 委員	6 番 渡辺清一 委員
7 番 木下善明 委員	8 番 小野愛子 委員	9 番 溝口一博 委員
10 番 大曲昭太 委員	11 番 川崎 悟 委員	13 番 松尾利助 委員
14 番 中村康則 委員	15 番 吉岡保則 委員	16 番 山口八州男 委員
17 番 稲富正信 委員	18 番 片渕秋正 委員	19 番 山崎春樹 委員
20 番 松尾和義 委員	21 番 角 眞人 委員	22 番 鐘ヶ江善三委員
23 番 竹下一彦 委員	24 番 中村勝郎 委員	25 番 溝口修一郎 委員
26 番 石田義明 委員	27 番 永石幸人 委員	28 番 内野さよ子 委員
29 番 久原菊恵 委員	30 番 緒方昭久 委員	33 番 土井力雄 委員
34 番 小柳眞佐美 委員	35 番 本山法夫 委員	36 番 吉原春樹 委員
37 番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員 (3 人)

12 番 山口雪人 委員 31 番 井崎陽子 委員 32 番 白武一正 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(2) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(3) 専決事項の報告及び承認について

(4) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画 (8 号) の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

(6) 下限面積の設定・公表について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第 9 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西山里美 農地農政係長 田中進一 農地農政係長 野中和男

農地農政係 平田幸子

7. 会議の概要

事務局長 皆さんおはようございます。連日暑い日が続いておりますけども。

定刻になりましたので、ただいまより平成28年8月第8回の白石町農業委員会総会を開催したいと思います。

まず、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

本日は、12番の山口雪人委員、それから31番の井崎陽子委員、32番白武一正委員より欠席の届け出が来ております。

出席委員が37名中34名で定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

以後の議事進行につきましては、規定に基づき会長をお願いいたします。

議事録署名委員の指名

議長 議事に入る前に、本日の議事録署名委員をお願いします。

27番の永石幸人委員、28番の内野さよ子委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第153号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号第153号、事務局の説明を求めます。

事務局長 失礼します。農地法第3条の規定による許可申請について。

議案番号第153号、権利の種類、所有権の移転、贈与。申請農地の表示、大字八平字八平〇〇番、畑の9,959㎡。譲渡人、白石町大字築切〇〇番地、西分四号の〇〇さん。譲受人、白石町大字八平〇〇番地、南区の〇〇さん。耕作面積が、畑の35,831㎡、稼働力が男1、女1であります。

議案位置図につきましては、1ページをご参照ください。

譲渡人の〇〇さんは、平成25年6月に申請農地を相続されております。今回、その農地を弟である〇〇さんに贈与されるものです。〇〇さんは、34年間農業に

従事されており、これまで同様、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、申請は妥当と判断いたしまして受理をいたしております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについては、農業委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として、5月1日に事務局と現地確認を行いました。事務局より説明がありましたが、申請人は兄弟であります。申請されております農地は相続で取得されておりました。今回、弟さんに贈与される申請であります。譲受人は、今日まで長年にわたり農業に従事されており、今回の申請については、農地の効率的な利用と農地法上、何ら問題はないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の補足説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
よろしいか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第153号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第153号は申請どおり当委員会です。許可することに決定をいたします。

議案番号第154号、議案番号第155号

議長 続きまして、議案番号第154号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第154号、権利の種類、所有権の移転、贈与。申請農地の表示、大字新拓〇〇番、大字新明〇〇番、〇〇番、田の19,573㎡。譲渡人、白石町大字新明〇〇番地、新明1Aの〇〇さん。譲受人、同じく大字新明〇〇番地、新明1Aの〇〇さんです。耕作面積は、田の40,270㎡です。稼働力は、男2、女1です。相

続時精算課税制度適用による子に対しての贈与でございます。〇〇さんは、適用要件全てを満たしておられますが、経営移譲年金を受給されておりますので、次の議案の155号で、子である〇〇さんと使用貸借権の設定をされるものでございます。期間は平成28年8月5日から38年8月31日までの10年間でございます。〇〇さんは、専業農家として農業に従事をされており、これまで同様、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断をいたして受理をしております。

後になりましたけども、議案番号第155号も使用貸借権の設定ということで、説明をさせていただきます。

申請農地の表示が大字新拓〇〇番、大字新明〇〇番、〇〇番、田の19,573、議案番号第154号で贈与されました農地を、子である〇〇さんのほうに貸される契約になっております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては、議案番号第154号、議案番号155号、一緒に一括でいいんですけど、何か質疑、ご意見ございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。

議案番号第154号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第154号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

続きまして、議案番号第155号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第155号は申請どおり当委員会で許可することに決定いたします。

議案番号第156号

議長 続きまして、議案番号第156号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第156号、権利の種類、所有権の移転、贈与です。申請農地の表示、大字新拓〇〇番、大字新明〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の24,367㎡。譲渡人、白石町大字新明〇〇番地、新明2Aの〇〇さん。譲受人、白石町大字新明〇〇番地、新明2Aの子である〇〇さん。耕作面積は、田の24,367㎡。稼働力、男1、女1。これも相続時精算課税制度適用による子に対する贈与でございます。〇〇さんは、兼業農家として長年農業をされており、これまで同様、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係性も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。審議、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第156号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第156号は申請どおり当委員会です許可することに決定をいたします。

議案番号第157号

議長 続きまして、議案番号第157号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第157号、権利の種類、所有権の移転、売買でございます。申請農地の表示、大字福富字郷司給搦〇〇番、畑の28㎡。譲渡人、鹿島市納富分〇〇番地、鹿島市の〇〇さん、譲受人、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さん。耕作面積は、田の36,124㎡、畑116㎡、合計の36,240㎡。稼働力は男2、女0です。

議案位置図につきましては、2ページをご参照ください。

譲渡人の〇〇さんは鹿島市在住で、申請農地も狭小であることなどから、隣接農地を所有されている〇〇さんに譲渡を希望されたものでございます。譲受人の〇〇さんは、米、タマネギ、レンコン等をつくっておられる専業農家で、取得後もこれまで同様、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条2項の各号には該当しな

いことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議、よろしく
お願いいたします。

議長 この説明は、農業委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として、8月1日に事務局と現地確認を行いました。さっき事務局より説明がありましたとおり、申請人は隣接する○○さんの住宅跡地を取得されており、付随している畑もあわせて今回取得されるという状況です。譲受人の○○さんは、きょうまで長年にわたり農業に従事されており、今回の申請については、農地の効率的利用等、農地法上何ら問題ないと判断いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の補足説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第157号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第157号は申請どおり
当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第158号

議長 続きまして、議案番号第158号、事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案番号第158号、権利の種類、所有権の移転、贈与。申請農地の表示、大字
新拓○○番、大字牛屋字江脇○○番、○○番、大字牛屋字桧木竈○○番、○○
番、大字牛屋字奥種搦○○番、大字牛屋字大五搦○○番、大字新明○○番。面積
が、田の16,013㎡、畑50㎡、合計16,063㎡。譲渡人、白石町大字牛屋○○番地、
○○さん、譲受人、白石町大字牛屋○○番地、子である○○さん。耕作面積は、
田18,910㎡、畑50㎡、合計の18,960㎡です。稼働力は女2でございます。申請の
事由といたしまして、相続時精算課税制度適用による子に対する贈与でございま

す。譲受人の子供である〇〇さんは適用要件を満たしておられまして、〇〇さんが全ての農地18,960㎡の贈与を受けられるものです。譲受人は兼業農家として長年農業に従事をされており、これまで同様、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第158号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第158号は申請どおり当委員会ですべて許可することに決定をいたします。

2. 農地法第5条の規定による許可申請について 議案番号第159号

議長 続きまして、「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。
議案番号第159号、事務局の説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第159号、権利の種類、使用貸借権の設定、申請農地の表示、大字遠江字三本松〇〇番、面積が田の436㎡。貸付人、白石町大字福吉〇〇番地、大戸中の〇〇さん。借受人、白石町大字福田〇〇番地、五反田の〇〇さん。転用目的が分家住宅です。転用の事由として、現在、アパートに妻、子供2人の4人で居住しているが、子供2人の成長とともに部屋数等も不足し、生活する上で手狭になってきたため、自分の実家近郊の申請地に住宅を建築したいということです。事業又は施設の概要、住宅87.12㎡、駐車場50㎡、通路その他298.88㎡。位置及び影響等、東が田、西が宅地、南が田、北が町道。面積の検討、適当。その他参考事項としまして、農振除外が平成28年6月30日に決定公告をされております。

申請農地は第3種農地で、水管、下水管の2種類が埋設されている道路の沿道区域で、かつおおむね500m以内に2つの教育施設ということで、白石中学校、藤井整形外科病院がございますので、許可し得ると判断をいたしました。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件を全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理をしております。

議案書位置図につきましては、3ページから5ページをごらんください。
以上で説明を終わります。

議長 これについては地元委員の説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。本件を担当している○番の〇〇委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書を預かっておりますので、代読させていただきます。

地元農業委員として、7月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、分家住宅の建築を目的に行われるものですが、申請地は第3種農地であり、転用面積も適正範囲内で、周辺農地への影響もないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第159号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第159号は原案のとおり申請を許可相当として知事に進達することに決定いたします。

議案番号第160号

議長 続きまして、議案番号第160号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第160号、権利の種類、所有権の移転、売買。申請農地の表示、大字福富字東搦〇〇番、畑の115㎡。譲渡人、兵庫県伊丹市西台〇丁目〇番〇号、兵

庫県の〇〇さん、譲受人、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん。転用目的は倉庫でございます。転用の事由としまして、現在、町内の実家に妻、子供3人、両親、祖母、弟夫婦と合計10人で同居していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、住宅を建築する計画であるが、倉庫建築用地が不足するため、申請地に建築をしたいというものです。事業又は施設の概要、一般住宅63.76㎡、倉庫54.05㎡、駐車場94.50㎡、庭96㎡、通路その他337.58㎡、宅地と同時利用でございます。概要の中には宅地の部分も含まれております。位置及び影響、東が宅地、西が宅地、南が田、北が宅地。面積の検討、適当。その他参考事項として、農振除外が当初から行われております。

申請農地の区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございますが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をいたしております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

位置図につきましては、6、7ページをごらんください。

以上で説明を終わります。

議長 続いて、農業委員の補足説明をお願いします。
どうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。地元の農業委員として、8月1日に事務局と現地確認を行いました。

さっき説明があったとおり、〇〇さん夫婦は、現在、福富地域の六府方区の夫の実家に、妻、子供3人、両親、祖父、弟夫婦10名で生活をされています。子供たちも成長し、家が手狭になったという状態で、福富小学校に近い下区に住宅建設を計画されたものであります。立地場所から見て、周辺農地にかかる影響もないため、今回の転用は基準から見ても適当であると判断できますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございました。
これについて何か、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第160号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第160号は原案のとおり申請を許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第161号

議長 続きまして、議案番号第161号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第161号。権利の種類、所有権の移転、売買でございます。申請農地の表示、大字福富字四本柳〇〇番、大字福富字四本柳〇〇番、大字福富字四本柳〇〇番、大字福富字四本柳〇〇番、田が997㎡、畑143㎡、合計の1,140㎡です。譲渡人、白石町大字福富〇〇番、中区の〇〇さん、譲受人、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん。転用目的、農産物集出荷施設。転用の事由、農産物集出荷業等の規模拡大を計画しているが、既存の施設ではスペースが狭く対応困難なため、事務所及び作業所等を申請地に移転したい。事業又は施設の概要、事務所兼作業所331.24㎡、農家持込所109.2㎡、製品置き場、積込場236.00㎡、駐車場132.5㎡、通路その他1043.14㎡、宅地が同時利用となっております。位置及び影響等、東が水路、田、西が宅地、ため池、南が宅地、田、ため池、北が県道。面積の検討、適当。その他参考事項として、農振除外が当初から行われております。

当該農地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、農地区分は第1種農地でございます。原則、転用は不許可となっておりますが、農業用施設として許可基準に該当するものと判断をいたしました。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理をしております。

議案書位置図につきましては、9ページから11ページをご参照ください。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、8月1日に事務局と現地確認を行いました。

さっき事務局から説明がありましたとおり、現在、上区の福富神社近くで、借地により、規模は小さいですが、タマネギ選果また人材派遣の業務をされておるとい状況です。今回、タマネギのほかに、キャベツ、レンコンも取り扱うハウスなどの事業規模の拡大と農業関係を主体とした事業を展開するため、当該地に宅地と宅地周りの農地をあわせて取得される計画を計画されております。県道沿

いの立地場所から見ても、周辺農地にかかる影響もないため、今回の転用は委員から見て適当と判断されます。なお、また申請農地は圃場整備も実施されておらず、現在、耕作もされておられません。現状も雑草が茂っておる状況でございます、今回の申請は、その解消にもつながること、隣接者等においても何ら異議なく同意されております。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。
 これについて何か、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
 何かございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
 議案番号第161号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第161号は原案のとおり申請を許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

3. 専決事項の報告及び承認について
議案番号第162号

議長 続きまして、「専決事項の報告及び承認について」議題といたします。
 議案番号第162号、事務局に説明を求めます。

事務局長 白石町農業委員会業務規則第2条の規定によりあっせん委員の指名をしたので報告し承認を求める。議案番号は第162号。

申請農地の表示、大字東郷字新川搦〇〇番、面積が田の953㎡。農振農用地域内の農地でございます。あっせん申出人、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さん、あっせん委員が〇番〇〇委員、〇番〇〇委員でございます。議案位置図につきましては、12ページをご参照ください。専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務規則第2条6号に規定をされており、規定に基づき指名の報告をいたしまして承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第162号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第162号は当委員会で承認することに決定をいたします。

4. 平成28年白石町農用地利用集積計画（8号）の承認決定について
議案番号第163号

議長 続きまして、議案番号第163号「平成28年白石町農用地利用集積計画（8号）の承認決定について」議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案番号第163号の農用地利用集積計画（8号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転関係でございます。今回は6件となっております。整理番号1番から読み上げさせていただきます。

整理番号1番、買い手、新観音、〇〇さん、売り手、北揚、〇〇さん、土地の表示は大字築切字杉〇〇番、田の1筆で4,112㎡、利用目的は米・タマネギ、所有権の移転時期は平成28年8月6日、支払期限は平成28年9月30日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJ A口座への振り込み、取得後の経営面積は185,633㎡です。

整理番号2番、買い手、東郷移、〇〇さん、売り手、東郷移、〇〇さん、土地の表示は大字東郷字新川搦〇〇番、田の1筆で953㎡、利用目的は米・麦、所有権の移転時期は平成28年8月6日、支払い期限は平成28年8月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJ A口座への振り込み、取得後の経営面積は249,653㎡です。

整理番号3番、買い手、六府方区、〇〇さん、売り手、六府方区、〇〇さん、土地の表示は大字八平字八平〇〇番、畑の1筆、面積は4,158㎡、利用目的は牧草・麦、所有権の移転時期は平成28年8月6日、支払い期限は平成28年8月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJ A口座へ

の振り込み、取得後の経営面積は97,822㎡、認定農業者です。

整理番号4番、買い手、東六府方区、〇〇さん、売り手、東六府方区、〇〇さん、土地の表示は大字八平字新開〇〇番、畑1筆、面積は6,985㎡、利用目的はキャベツ・タマネギ苗、所有権の移転時期は平成28年8月8日、支払い期限は平成28年10月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は53,604㎡、認定農業者です。

整理番号5番、買い手、北区、〇〇さん、売り手、東六府方区、〇〇さん、土地の表示は大字八平字新開〇〇番、畑の1筆で、面積は2,954㎡、利用目的はレンコン、所有権の移転時期は平成28年8月6日、支払い期限は平成28年10月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は97,310㎡です。

整理番号6番、買い手、福吉北中、〇〇さん、売り手、千葉県〇〇さん、土地の表示は大字福吉字弥平次〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番の田の5筆、面積は全部で合わせて4,610㎡、利用目的は米・麦・大豆、所有権の移転時期は平成28年8月6日、支払い期限は平成28年11月30日、10a当たりの対価は〇〇番、〇〇番の田につきましては〇〇円、総額で〇〇円、〇〇番、〇〇番、〇〇番の田の3筆につきましては、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は257,513㎡、認定農業者です。なお、〇〇番、〇〇番は新規開田地となります。

次に、利用権設定関係でございます。2ページから5ページにかけて43件の計画が提出され、利用権の種類は賃借権が43件、使用貸借が0件となっております。そのうち新規が8件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが3件で、再設定は35件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは32件です。今回の利用権の総面積は179,304㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは0件、個人によるものが43件となっております。今回の計画の中で未相続農地は4件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、43件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては議事参与の制限がございまして、所有権移転関係と利用権設定関係と2つありますので、採決は別々にいたします。

初めに、所有権移転関係の〇番の〇〇委員はしばらく退席をお願いします。

(〇番 〇〇委員 退席)

議長 それでは、所有権移転のほうで、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 2番の東郷移は〇〇円ってなぜこんなに安いのか。

事務局長 この土地が、六角川の堤防と、少し南側に堤防がありますので、堤防と堤防の間に挟まれた農地で、土地改良事業も出来ていません。また、〇〇さんが隣に作られているということもありまして、買っていただきましたけど、面積的にも1反に満たないような狭小な農地で、かなり耕作には不便な土地でございましたので、話し合いの上で〇〇円という金額にさせていただきました。

議長 この整理番号の2番について、承認ということでもいいでしょうか。
所有権移転関係の2番は当委員会で承認することに決定します。

(○番 ○〇委員 着席)

○番 ○番の〇〇です。整理番号6番も先ほどの2番と同じように〇〇円で一緒です。

事務局長 これにつきましては、新規開田の絡みがございますので、委員さんのほうからご説明をお願いいたしたいと思います。

○番 ○番の〇〇です。私もこの新規開田地というのに初めて遭遇をいたしまして、いろいろ補助金絡みがありまして、詳しいことは事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

事務局 あっせん会に同席していた〇〇です。よろしく申し上げます。

今回、このあっせん会では新規開田農地が含まれております。この件で、開田の件からちょっとお話ししたいと思います。資料の最後のほうに、開田の資料をお配りしております。そちらのほうをごらんください。

開田の資料の重要な点を簡単に申しますと、平成23年5月31日に行われました農林事務所、県農産課、県農山漁村課、白石町産業課、白石町農業委員会との協議後、県農産課、佐賀農政事務所で協議されました。また、農政局が協議に加わりまして、これらの協議で以下の内容が合意されています。真ん中の下のあたりに合意内容というのがあります。こちらのほうに、宅地を農地、田に変更して農業の効率化を図ることは可能であると、変えるのはいいですよということです。

次のイですが、宅地跡地の田に作物を生産することは問題ないのですが、経営所得安定対策交付金の交付や共済の加入ができない。皆様のお手元にオレンジ色のA3の紙をお配りしています。そちらのほうは、補助金が出ないということに

なります。それと、田への転換後は、必ず地目変更登記を行わなければなりません。隣接している農地と合筆は行わないということです。これは、後でどこを開田したか分かるように合筆はしないでくださいということです。

あと、農地への転換届と転換完了届のほうをつけております。これは、農業振興課に提出いただくこととなります。

補助金が出ないということ踏まえまして、〇〇様と〇〇様のあっせん会を行いました。宅地を開田した田が729㎡、以前からの田が3,881㎡でありました。新規開田には補助金が出ないということ踏まえまして、買い手さんのほうから通常の価格ではちょっと難しいということで、新規開田の2筆については、1反当たり〇〇円、以前からの田は〇〇円で双方が合意していただきまして、合計〇〇円で契約していただきました。以上です。

議長 どうぞ。

〇番 〇番、〇〇です。田んぼの価格というのは、その状況で皆さん決めていただいておりますというふうに思っておりますが、今回の田の状況と以前の開田のときの状況というのを、その辺をよく説明していただくと、必然的に価格が決まってくるのではないかなと思いますけど、その辺もう少しちょっと詳しく説明をいただければ、皆さん理解しやすいのかなと思いますけども、よろしく願います。

事務局 今回の田の整地に関して、今回、家の解体は〇〇さんのご親族の方がされております。残土につきましては、今ちょうど福富の〇〇の前に〇〇さんが、最近、転用をされていまして、そちらのほうに全ての残土を持っていきましたので、残土処分費というのは今回発生しておりませんでした。運搬費だけ発生したということです。

それと、暗渠の件は、補助枠がありまして、そこを加味して〇〇さんのほうが、その枠を使って暗渠のほうをしております。金額的には大分低目で暗渠までできたということで、それを経まして、あっせんに出していただいております。経費としては、ほかのところと比べまして、大分安くできたということ聞いております。

田の状態ですけども、先日見に行きましたところ、やはり田の跡地は少しできが悪い。生育が少し悪いのは見てわかるような感じでした。

事務局長 新規開田というのが、こちらの説明書きにもありますように、白石町の農地の形は宅地が田んぼの中に入ってくるという独特な地形が多数あって、以前から問題になっておりましたので、再三、県のほうに申し入れをしまして、やっと農政局のほうと話ができて、それなら、田にしてもよいとなって、23年に話し合いをされた後に許可をしていただきました。そのかわり、交付金等の対象とか、共済

加入はできませんよということは念を押されました。その辺も町としては、今からなぜそこはいけないのですかということ、農協のライスセンターとかに出されますので、農協は、そういう賦課金の対象になっています。でも、補助金は出ないということで、あちこち矛盾する点が今出てきておりますので、その辺は町からも再三申し入れをして、改善をしていただきたいなと思っており、農業振興課にも話をして、話を進めておるところでございます。

今説明したように、新規開田というのが今やっと2件目で、前例が余りなかったということもございました。あっせん会の中で、売り手さんと買い手さんの中でそういう話がつきましたので、今回はこの値段でということ、話し合いをさせていただきました。周りの田に占める、今度新規開田した部分の割合、農家が今、大きな家が多いので、大体1反近く、1,000㎡近く宅地が入り込んでいるところがふえております。周りが7反あたり3反あたり、周りに占める宅地の割合というのがまた変わってきて、それによっても金額的な話し合いもしなくちゃいけないようなケースが出てくるのかなということ、事務局としてもちょっと今困っているような状態ですが、とにかく今回のあっせんにつきましては、売り手さんと買い手さんで話をさせていただいて、農業委員さんにも間に立っていただきまして、この金額に落ちついたところでございます。今からこういうケースがふえてくれば、平均的な価格というのが出せるかもわかりませんが、今のところ、ケース・バイ・ケースで話をしていかななくてはいけないかなということ、ちょっと間に立っていただく委員さんには、また今からご迷惑をかける点があるかと思えますけども、ご理解をさせていただきたいなというふうに思っております。

○番 ○番、〇〇です。もう一ついでしょうか。開田にしたら、固定資産税はどうなっていますか。

事務局長 地目が田になりますので、田で扱われます。現況、課税です

○番 ○番、〇〇です。あっせんという形ではなく3条で対応しても良いと思います。

議長 新規開田のところは、今から幹事会か何かで考えないといけないですね。今回は、ご理解いただければと思います。

ほかに質疑ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決をいたします。

議案番号第163号の所有権移転、整理番号2番を除いて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第163号の所有権移転については原案どおり当委員会で承認することに決定いたします。

続きまして、議案番号第163号の利用権設定関係に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 これも全員賛成と認め、議案番号第163号の利用権設定関係については、原案どおり当委員会で承認することに決定いたします。

-
5. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
議案番号第164号～議案番号第166号

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」議題といたします。

農地の売り渡し希望で、議案番号第164号から議案番号第166号まで一括して説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売り渡し希望。

議案番号第164号、申出農地の表示、大字福富字中観音〇〇番、田の4,036㎡、大字八平字八平〇〇番、畑の4,232㎡、あっせん申出人、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さん。

議案番号第165号、申出農地、大字八平字八平〇〇番、畑の4,390㎡、あっせん申出人、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さん。

議案番号第166号、申出農地、大字八平字八平〇〇番、畑の4,495㎡、あっせん申出人、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さんです。

以上、議案番号第164号から議案番号第166号まで3件につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
それでは、あっせん委員2名の選任についてよろしくお願ひします。
議案番号第164号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
議案番号第165号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。
次、議案番号第166号。

○番 ○番と○番。

議長 はい。
議案番号第164号は○番○○委員と○番○○委員。議案番号第165号は○番○○委員と○番○○委員。議案番号第166号は○番○○委員と○番○○委員ですね。
それでは、よろしくお願ひします。
続いて、農地の借受希望。
議案番号第167号。一応近くの人。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。

議長 ○番ですね。
それから、議案番号第168号は、これ私と……。

○番 ○番。

議長 ○番と○番。

議長 それでは、農地の借り受け希望、議案番号第167号は、○番○○委員と○番○○委員、168号は、○番○○委員、○番○○委員、よろしくお願ひします。

6. 下限面積の設定・公表について
議案番号第169号

議長 続きまして、議案番号第169号「下限面積の設定・公表について」、事務局の説明を求めます。

事務局 下限面積の件につきまして、議案番号第169号の説明をいたします。

農地法施行規則第17条第2項の適用を使いまして、新規就農対策を考えております。

方針としましては、現行の下限面積、50aの面積を次のとおり改正したいと思っています。区域としましては町内全域、設定面積を10a、1反です。

理由としましては、農家の高齢化に伴い、担い手が減少しているため、遊休農地対策及び意欲的な地域の担い手育成を目指し、新規就農の促進を図るため、下限面積の見直しを行いたいと思っております。

対象としましては、青年等就農計画認定者、白石町認定新規就農者の認定を受けている者です。

こちらの新規就農者には青年就農給付金の認定を受ける事ができます。26年からですが、平成26年が6名、平成27年が16名、平成28年が7月末の段階で5名認定されています。

また、今回、この下限面積の見直しについて法令の確認を行いました。農地法第3条では、北海道以外の都府県の下限面積は50aとなっておりますが、農地法施行規則第17条第2項に、区域内及び周辺農地における農地の保有並びに将来の見通しからして就農を促進するため適当と認められる面積を決めてよいということになっております。

次の資料が、新規就農者の計画になっております。この第2条により就農の対象の年齢は18歳から45歳までの方、または経営開始時の年齢が65歳未満の方でも次の要件に該当すれば白石町青年等就農計画のほうに認定されます。

また、就農計画認定手続きとしましては、3条に、収支計画書、そして町長が必要と認める書類を提出し、審査を受けるということになっています。新規就農者の受付は農業振興課でおこなっております。

この青年等就農計画につきましては、認定農業者の400万円の6割の240万円を目指して計画を立てられた方が、認定新規就農者になります。この方々を対象にしまして、町内の全域で、下限面積を10aにしていきたいというのを今回の議案でお願いしております。

事務局長 今、町内で新規に農地を求めて農業を始めようとする方が、最初に条件となるのが、最低5反の面積をつくってくださいというのが、今要件になっておりま

す。新規就農者がいきなり5反というのはなかなか厳しいので、新規就農者、この青年等就農計画認定者に限っては、最低面積1反からでも農地の貸し借り、それから売買をして農業を始めていいというふうに、ちょっとハードルを下げましょうということで、この別段面積の設定の変更をお願いしているところでございます。

事務局 その対象者は、その計画を出された方ということで、その計画が5年間の計画で、240万円。認定農業者の6割ほどの計画を出された方のみということにしております。

議長 何かご質問、意見がございましたらどうぞ。

○番 ○番、〇〇です。この3年間で新規就農は、十何人ぐらい新規就農しとるわけでしょう。その中で、現状はどうなっている。やめた人とかはいないのか。その説明をお願いします。

事務局長 農業振興課に確認をさせていただきたいと思いますが、今これが平成26年11月から始まった制度ですけれども、それ以降、対象になった方でやめておられる方はいらっしゃらないと思います。

○番 ○番、〇〇です。1反からってという話で、260万円、1反の田んぼから260万円所得上げていくのは難しいと思いますが、事務局はどう考えていますか。

事務局長 さっき、認定農業者の話があってございましたけれども、この青年等就農計画も5年後に目標金額を達成する計画、取りかかりで3反から始めても、5年後に240万円、農地をふやして240万円、上げますという計画を立てていただいて審査をするということになります。現実、最初に5反要件がございますと、後の農地の取得だけで、初期投資がかなり必要になってきますので、その点はハードルを下げましょうということで、それでも5年後にはきちんと計画を達成してくださいということで、毎年フォローしていくというような計画を認定することになっております。

議長 よろしいか。
ほかにございませんか。

○番 もう一回、説明をしてください。提案は10a。そして当初は50aですね。

事務局長 通常は、農地法で50aです。

○番 50 a でしょう。それで、今度この10 a に下げたいということですね。

事務局長 はい。

○番 新規就農者が年間240万円上げるということですよ。

事務局長 最初に、例えば1年目に農地を1区画3反のところがあったが、それを借りよ
うかなと思っていても、今までは5反要件があったから、借ることができません
でした。それで、新規就農者の場合、10 a ぐらいに下限面積を下げましょうとい
うことで、例えば1年目10 a 手に入れられて、それから2年目に、またふやして
50 a にしました。3年目に1 haに増やしましたというふうに、5年後に240万円
を達成していただくような計画を出していただいて、それを審査するということ
です。

この認定を受けると、機械の取得や農地の取得等でかなり有利な制度が、受け
られるということになります。例えば、園芸関係でも、通常は2人、2戸の農家
が共同でする申請なんかも、こういう認定を受けていれば、1人でも補助事業を
受けられるところもありますので、かなり新規就農者にとっては有利な制度にな
るのではないかなと思います。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第169号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第169号は当委員会で承認
することに決定をいたします。

これをもちまして一応議案は終了いたしましたので、続いて報告に入ります。

○番 あっせん委員の職員の名前は。

事務局長 すみません。4ページのあっせん委員会の売り渡し希望のところのあっせん委
員さんが決まりましたので、事務局のほうは、議案番号第164号につきましては
〇〇、それから議案番号165号が〇〇、議案番号第166号につきましては〇〇が担

当したいと思いますので、以後の連絡については3人をお願いしたいと思います。

○番 借受希望者のあっせんは。

事務局長 借受希望者についてはちょっと、事務局は、担当はつけておりません。

議長 続いて、報告事項に入ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1. 合意解約の報告

議長 続いて、業務連絡。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

1. 第9回農業委員会総会の日時及び場所
2. その他
 - ・白石町農業者年金加入推進協議会の報告について

議長 ほかに委員さんのほうから何かございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、これをもちまして本日の総会を閉じたいと思います。どうもご苦労さまでした。

閉会時刻 11時00分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員